

国保

だより

KOKUHODAYORI

知っていますか？国保のこと

私たちの暮らしをささえる

国民健康保険

国保（国民健康保険）は病気や怪我をした場合に、安心してお医者さんにかかれるよう、加入者（被保険者）がお金（保険税）を出し合っ必要医療費などを補助する「助け合いの制度」です。

国保の事業は、各市町村が運営しており、「保険者」といいます。それに対し、国保の加入者を「被保険者」といいます。市（保険者）では、加入者（被保険者）の納める保険税と国などからの補助金を財源として国保を運営しています。

国保に加入する人（被保険者になる人）

職場の健康保険（健康保険組合、共済組合など）に加入している人、生活保護を受けている人以外は、国保に加入しなければなりません。国保は、世帯を一つの単位とし、

一人ひとりが被保険者となります。

また、各種届け出や保険給付の申請は世帯主が行うことになっていきます（家族が代理で行うこともできます）。したがって、国保税の納税義務者は世帯主となり、保険証は1世帯に1枚、世帯主の名前で交付されます。

会社勤めをされた方の退職後の医療制度（退職者医療制度）

長い期間会社などに勤め、退職して国保に加入した人で、年金（厚生年金など）を受給している64歳までの人とその扶養家族は「退職者医療制度」で医療を受けることになり、退職被保険者用の保険証になります。

高齢者の方の受給者証（高齢受給者証）

70歳からの自己負担割合は1割（一定以上の所得のある人は3割）となり、「高齢受給者証」が加入している医療保険から交付されます。国保に加入している人は本宮市で交付しますので、受診の際は、必ず保険証と一緒に医療機関の窓口提示してください。

学生の方の保険証（学生保険証）

就学のために本宮市から転出した学生の方に対し、学生用の保険証を申請により交付します。

家族と長期に離れる方の保険証（遠隔地保険証）

長期出張や旅行、長期入院などで、家族と別の保険証が必要な場合に発行します。

75歳以上の方は後期高齢者医療制度へ

75歳以上（一定の障がいのある人は65歳以上）の人は、以前は老人医療制度で医療を受けていましたが、4月

からは「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになりました。また後期高齢者医療は、都道府県の区域ごとに全ての市区町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が運営します。

こんなときには14日以内に届出を

退職や就職、または被扶養者に異動があつて、国保の加入、脱退などの手続きが必要な場合は、14日以内に行ってください。

国保税は納期限内に納めましょう

国保の加入者は窓口で医療費の一部を負担するだけで、残りは国保が負担しています。これらの医療費等は国保税が主な財源になっています。国保は被保険者が助け合う制度ですので、国保税は必ず納期限までに納めましょう。

◆問い合わせ先

市民課 国保年金係
（☎内線125・127）

6月は「児童手当の現況届」の提出月間です

児童手当等は、12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については、前々年）の所得が所得制限限度額以上の場合は、児童手当等は、支給されません。

若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図るため、平成19年4月から3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額が、第1子及び第2子について倍増し、一律1万円になりました。

■支給額（月額）

3歳未満の児童	一律	10,000円
3歳以上の児童	第1子	5,000円
	第2子	5,000円
	第3子以降	10,000円

■支払時期

児童手当等は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分まで支給されます。

■所得制限限度額

所得には一定の控除があります。また、所得制限限度額は年によって変更されることがありますので、詳しくは市役所の窓口へお問い合わせください。

児童手当を受給している方は、毎年6月に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当等を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

現況届に該当される方へは、6月中に通知いたします。

■現況届に必要な添付書類等

- ・印鑑
- ・受給者本人の健康保険被保険者証の写し（国民健康保険加入の方は必要ありません。）
- ・受給者の前住所地の平成20年度児童手当用所得証明書（平成20年1月1日に本宮市内に住所がなかった場合のみ）
- ・その他、必要に応じて提出する書類があります。（養育する児童と別居している場合など）

■問い合わせ先

本宮市役所 子ども福祉課（☎内線107）
白沢総合支所 市民福祉課（☎内線520）

平成20年度自衛官等募集案内

募集種目	募集人員	資格	受付期間	試験期日
防衛大学校学生	推薦	高卒（見込含む）21歳未満	9月5日～9日	9月27・28日
	一般	高卒（見込含む）21歳未満自衛官は23歳未満	9月8日～30日	1次11月15・16日 2次12月16～20日
防衛医科大学校学生	約80名	高卒（見込含む）21歳未満	9月8日～30日	1次11月1・2日 2次12月3～5日
航空学生	海	高卒（見込含む）21歳未満	8月1日～9月10日	1次9月23日
	空			2次10月18～23日 3次11月15～12月12日
看護学生	陸	高卒（見込含む）24歳未満	9月8日～30日	1次10月25日 2次11月22・23日
一般曹候補生	陸	18歳以上27歳未満	8月1日～9月10日	1次9月20日
	海			2次10月9～16日
	空			
2等陸・海・空士	男子陸	18歳以上27歳未満	年間を通じて行っております。	受付時にお知らせします。
	男子海			
	男子空			
	女子陸	18歳以上27歳未満	8月1日～9月10日	9月28・29日
	女子海			
女子空				
自衛隊生徒				

詳細については福島募集案内所へ

■問い合わせ先 自衛隊福島募集案内所 福島市八木田字榎内25-1 ☎024-545-7995
市民課 市民窓口係 ☎内線123・124

*借金（サラ金・ローン返済）
にお悩みの方ご相談ください*

司法書士法人 あおば事務所

福島事務所：福島市南中央3丁目7-2 鶴島ガーデン102号
電話番号：024-528-8802
二本松事務所：二本松市成田1丁目816-1コーポ成田3-101号
電話番号：0243-62-2515

水道工事はお任せ！本宮市水道工事指定店会

- （南）浜野和水道（☎33-7978）
- （本）本宮 設備（☎33-26092）
- （南）本宮市本宮南町1-4番地1
- （南）タクト設備（☎33-21833）
- （本）本宮市本宮南町1-09番地
- （南）オオナミ（☎33-1001）
- （本）本宮市高木字戸崎63番地3
- （南）佐藤商会（☎33-5995）
- （本）本宮市仁井田字富士内1番地1
- （南）光設工業所（☎33-18055）
- （本）本宮市青田字孫市2番地25
- （南）キング設備工業（☎33-1248）
- （本）本宮市青田字戸内1-22番地11
- （南）タカマツ（☎33-5242）
- （本）本宮市本宮字一ツ屋12番地7
- （南）大敬工業所（☎48-33033）
- （本）大玉村玉井字中森3番地
- （南）小山設備（☎33-30331）
- （本）本宮市本宮字仲町39番地
- （南）須藤住機工業（☎34-5553）
- （本）本宮市本宮字小幡33番地1